

特例措置の例：2020年5月30日に有効期限を迎えたが新型コロナウイルス感染症により生涯研修会
受講な困難だった認定産業医 【別紙1】



※ 単位取得の猶予期間（特例措置）は各認定産業医の状況に応じ弾力的に運用